

農薬 32 品目の食品安全基本法第 24 条に基づく意見聴取等について（概要）

令和 8 年 2 月 24 日
消費者庁食品衛生基準審査課

1. 概要

国内で使用（食品として供される農畜水産物の生産における使用をいう。）がない農薬 19 品目（別紙 1）における暫定基準等の一括削除について、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に基づき、食品安全委員会に意見を聴取する。加えて、ポジティブリスト制度導入後に設定された残留基準等を有する農薬 10 品目（別紙 2）における基準値の一括削除について、同条第 1 項第 1 号に基づき意見を聴取する。

また、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質のうち農薬 3 品目（別紙 3）の暫定基準を本基準とすること及びポジティブリスト制度導入前に当該 3 品目に設定された個別食品の不検出基準¹を削除することについて、同条第 1 項第 1 号及び第 2 項に基づき、食品安全委員会に意見を聴取する。

2. 意見聴取を行う物質の概要

① 暫定基準等の一括削除（別紙 1 及び別紙 2）

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）における使用状況、残留基準の設定状況、及び国際基準の確認等を行った。暫定基準等を一括削除する物質の状況は以下のとおりである。

概要	品目数
（1）国内における登録がなく、今後も申請される予定はない。	29 品目
（2）国際基準が設定されておらず、今後も当該基準が設定される見込みがない。	29 品目
（3）現在設定されている残留基準が一律基準（0.01 ppm）以上であり、諸外国及び国際機関において許容一日摂取量（ADI）を設定できない物質とはされていない。	29 品目
（4）海外主要国を含めた世界 57 か国・地域に対して、我が国の基準値に対する要望の有無を確認したが、基準値維持の要望はなかった。 なお、過去 5 年間の輸入時検査の結果において、検出はわずかであり、5 年間で数件程度であった ² 。	28 品目

¹ ポジティブリスト制度導入時、既に一部の食品に「不検出」という残留基準が設定されていた農薬等について、残留基準が設定されていない食品を含めて「不検出」という暫定基準を設定することとした。

² 2020 年～2024 年の輸入時検査の結果において、クロルピリホスを除く 28 品目の暫定基準等が設定された食品に係る検出。なお、基準値が設定されていない食品については、2 品目で検出があった。

したがって、別紙1及び別紙2に掲げる農薬29品目について、国内登録がないこと及び国外における流通の可能性は極めて低い³と見込まれることから、現在の基準値を削除しても支障はなく、現状より厳しいリスク管理措置である一律基準となることからリスクが高まることもない。

② 暫定基準の本基準への見直し（別紙3）

別紙3に掲げる農薬3品目について、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質に該当しているところ、ポジティブリスト制度導入時から、不検出基準の該当性に関する考え方⁴に変化はないこと、不検出基準の設定に不可欠である食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に規定する試験法について、平成29年に告示済みとなっていること、また、最も厳しいリスク管理措置である不検出基準が継続されることから、暫定基準から本基準としても支障はない。

③ ②に伴う見直し（別紙4）

別紙3に掲げる農薬3品目については、ポジティブリスト制度導入前から本基準としての不検出基準が一部の個別食品について重複して設定されていることから、これらの個別食品についての不検出基準及びその基準に係る試験法について削除する。当該3品目については、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として現行のリスク管理措置が継続されることから、重複して設定されている個別食品に係る現在の基準値及びその基準に係る試験法を削除しても支障はない。

あわせて、2,4,5-Tの個別食品に係る残留基準の削除に伴い、アクリナトリンの残留基準に係る食品名の記載整備を行うが、形式的なものであり、現行の規格基準の内容を変更するものではない。

3. 今後の予定

農薬32品目について、食品安全基本法第24条の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴き、食品衛生基準審議会において、暫定基準の一括削除等について審議を行う。

なお、暫定基準の一括削除等を行う農薬29品目について、国内において残留が確認され、当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があつた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討する。

³ クロルピリホスについては、ストックホルム条約の第12回締結国会議（COP12）において、附属書A（廃絶）への掲載が決定しており、締結国は令和8年12月の条約発効までに必要な対応を進めることとされていることから、条約発効後、国内はもとより国外を含め使用はないことが前提となる。

⁴ 不検出基準の該当性に関する考え方

- ・ 発がん性を有する物質であるなど、閾値を設定できないもの
- ・ 国際機関でADIが設定できないと評価されたもの
- ・ 国際機関でADIが0.03 µg/kg/day未満とされたもの 等

	品目名	英名	主な用途
1	イソフェンホス ⁵	ISOFENPHOS	農薬・殺虫剤
2	エトリジアゾール	ETRIDIAZOLE	農薬・殺菌剤
3	オキサジキシル	OXADIXYL	農薬・殺菌剤
4	オリザリン	ORYZALIN	農薬・除草剤
5	キナルホス ⁵	QUINALPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	ジクロフルアニド ⁵	DICHLORFLUANID	農薬・殺菌剤
7	ジクロメジン ^{5,6}	DICLOMEZINE	農薬・殺菌剤
8	ジフェニル	BIPHENYL	農薬・殺菌剤
9	デメトン-S-メチル	DEMETON-S-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
10	ニコチン	NICOTINE	農薬・殺虫剤
11	ピラクロホス ⁵	PYRACLOFOS	農薬・殺虫剤
12	フェノキシカルブ ⁶	FENOXYCARB	農薬・殺虫剤
13	ブタフェナシル ⁶	BUTAFENACIL	農薬・除草剤
14	ブピリメート	BUPIRIMATE	農薬・殺菌剤
15	フルミクロラックペンチル	FLUMICLORAC PENTYL	農薬・除草剤
16	ブロモプロピレート	BROMOPROPYLATE	農薬・ダニ駆除剤
17	ホメサフェン	FOMESAFEN	農薬・除草剤
18	メタベンズチアズロン ⁵	METHABENZTHIAZURON	農薬・除草剤
19	モノクロトホス ⁶	MONOCROTOPHOS	農薬・殺虫剤

⁵ ポジティブリスト制度導入前に設定された残留基準の削除についても、同条第1項第1号に基づき意見を聴取する。

⁶ 食品安全委員会に意見聴取中であるため、当該意見聴取を取り下げた上で、改めて意見を聴取する。

(別紙2)

	品目名	英名	主な用途
1	DCIP	DCIP	農薬・殺線虫剤
2	アメトリン	AMETRYN	農薬・除草剤
3	イプロベンホス	IPROBENFOS	農薬・殺菌剤
4	エトフメセート	ETHOFUMESATE	農薬・除草剤
5	カルプロパミド	CARPROPAMID	農薬・殺菌剤
6	クロルピリホス	CHLORPYRIFOS	農薬・殺虫剤
7	シクロプロトリン	CYCLOPROTHRIN	農薬・殺虫剤
8	シラフルオフエン	SILAFLUOFEN	農薬・殺虫剤
9	フルアクリピリム	FLUACRYPYRIM	農薬・殺虫剤
10	ベンダイオカルブ ⁷	BENDIOCARB	農薬・殺虫剤

⁷ ポジティブリスト制度導入前に設定された基準値について、同条第1項第1号に基づき意見を聴取する。

(別紙3)

	品目名	英名	主な用途
1	2, 4, 5-T ⁸	2, 4, 5-T	農薬・除草剤
2	カプタホール ⁸	CAPTAFOL	農薬・殺菌剤
3	ダミノジッド ⁸	DAMINOZIDE	農薬・成長調整剤

⁸ ポジティブリスト制度導入前に設定された残留基準の削除についても、同条第1項第1号に基づき意見を聴取する。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号） 改正案（抜粋）

改正後	改正前																		
<p>第1 食品 A 食品一般の成分規格 [1～5 略] 6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(11)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">第1欄</th> <th style="width: 33%;">第2欄</th> <th style="width: 33%;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[項を削る。]</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	[略]			[項を削る。]			<p>第1 食品 A 食品一般の成分規格 [1～5 略] 6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">第1欄</th> <th style="width: 33%;">第2欄</th> <th style="width: 33%;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2, 4, 5-T</u></td> <td>[略] あんず(アピコットを含む。以下同じ。) すもも(プルーンを含む。以下同じ。) [略]</td> <td>[略] 不検出 不検出 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	[略]			<u>2, 4, 5-T</u>	[略] あんず(アピコットを含む。以下同じ。) すもも(プルーンを含む。以下同じ。) [略]	[略] 不検出 不検出 [略]
第1欄	第2欄	第3欄																	
[略]																			
[項を削る。]																			
第1欄	第2欄	第3欄																	
[略]																			
<u>2, 4, 5-T</u>	[略] あんず(アピコットを含む。以下同じ。) すもも(プルーンを含む。以下同じ。) [略]	[略] 不検出 不検出 [略]																	

アクリナトリン	[略] あんず(アプリコットを含む。以下同じ。)	[略] 5 ppm
	すもも(プルーンを含む。以下同じ。)	0.5ppm
[略]		

(2) [略]
[号を削る。]

(3) [略]
[号を削る。]

[号を削る。]

(4)~(7) [略]
[号を削る。]

(8)~(10) [略]

(11) (3)から(10)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

[7~12 略]

[B~D 略]

アクリナトリン	[略] あんず	[略] 5 ppm
	すもも	0.5ppm
[略]		

(2) [略]

(3) 2, 4, 5-T 試験法
5(3)に準じて行う。

(4) [略]

(5) カプタホール試験法 (農産物)
5(6)に準じて行う。

(6) カプタホール試験法 (畜水産物)
5(7)に準じて行う。

(7)~(10) [略]

(11) ダミノジッド試験法
5(13)に準じて行う。

(12)~(14) [略]

(15) (3)から(14)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

[7~12 略]

[B~D 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。